

第 7 回水道料金等審議会 会議録

- 会議の名称：第 7 回甲府市水道料金等審議会
- 開催日時：平成 20 年 10 月 1 日（水）午後 2 時 00 分～午後 4 時 00 分
- 開催場所：甲府市上下水道局 3 階大会議室
- 出席委員：平山公明委員、濱田一成委員（会長）、小林清委員（副会長）、田中茂樹委員、尾崎愛太郎委員、佐野哲夫委員、萩原寛委員、堤多美子委員、牛奥久代委員、横山みどり委員、神宮寺聡委員、長田保雄委員、秋山洋子委員、斉藤隆夫委員、神宮寺求子委員、前島岩根委員

欠席委員：風間ふたば委員、小林宏委員、渡辺恭史委員、矢崎温子委員

- 傍聴者数：0 名

■ 次第

- 1 開会
- 2 報告事項
- 3 議事
 - (1) 下水道使用料・水道料金の試算について
 - (2) その他
- 4 事務連絡
- 5 閉会

■ 審議内容

※会長よりの提案事項

- ① 第 6 回審議会の会議録の中の細かな字句等の修正については、会長に一任してほしい、という会長からの申し出があった。委員からは了承の旨の意思表示があり、承認された。
- ② 今回の料金・使用料の試算、次回以降の答申案の審議については、答申に直接関係してくるので、審議会の公正かつ円滑な運営に支障をきたさないために、慎重に取り扱わなければならない。関係資料の公開・非公開について、委員に諮られた。全会一致で、関係資料については、答申

まで非公開とすることにした。

(1) 下水道使用料・水道料金の試算について

【会長】

それでは、次第の3「議事」に入ります。

まず、(1) 下水道使用料・水道料金の試算について、事務局からの説明の前に、前回までの審議会において、皆さまに「論点整理」をしていただいた内容について、確認していきたいと思います。

お手元の資料「論点整理について（まとめ）」をご覧ください。赤字になっている部分が、審議会としてまとめた結果となっております。ここで、改めて読み上げますので、ご確認をお願いいたします。

（「論点整理について（まとめ）」の読み上げ）

以上が、審議会としてのまとめとなっております。何か、ご異議等ございましたら、お願いいたします。

【委員】

意見なし。

【会長】

それでは、この論点整理に基づいて、事務局で下水道使用料と水道料金の試算を提示していただきました。お手元の資料「下水道使用料・水道料金の試算について」をご覧ください。事務局より説明をお願いいたします。

事務局から以下の資料に基づき、内容説明を行った。

資料「下水道使用料・水道料金の試算について」

資料「下水道使用料試算に伴う財政収支見通し」

資料「水道料金試算に伴う財政収支見通し」

【会長】

ただいまの事務局からの説明につきまして、何か、ご質疑、ご意見等はありませんか。

【委員】

きっちりと積み上げて計算をされていますから、試算については、質問をするところが分かりません。一番分かりやすい事を質問させていただきますが、最後に説明のあった財政収支見通しについてです。今のお話では、資本的収支の中の建設改良費、事業を先送りすることによって調整をした、という説明でした。例えば、下水道事業の場合、大きく事業を後年に送っています。平成 21 年度 4 億 1,000 万円、平成 22 年度 4 億 4,600 万円、平成 23 年度 4 億 4,600 万円、基本的にこのような大きな数値を、今の説明のように平成 29 年度までの 10 ヶ年の計画の中で後年へ送ったという、理解でいいのでしょうか。事業を先送りしたのであれば、最初に基本的な考え方で説明されたように、「甲府市上下水道事業経営計画 2008」は認めるという前提に立っていますから、「甲府市上下水道事業経営計画 2008」の 10 ヶ年計画の中のどういう事業をどのように送るから、どうなりますよ、という全体的な一覧表を出していただかなければ、わかりません。この辺りの説明をお願いいたします。

それからもう一つ、下水道事業の一般会計補助金についてです。収益的収支から数字を見ますと、分かりやすく言えば、使用料に手を入れた分を減額しています。物件費の部分、こちらも先送りなのか調整なのか良く分かりませんが、1 億円からの数値を減額しながら補助金をカットして資本的収支へ振っています。4 億 5,000 万円の基準外補助金はそのままだくことにします、という前提でこの審議会は進んでいます。その 4 億 5,000 万円のうちの 2 億 5,000 万円とか 3 億 4,000 万円を収益的収支から資本的収支へ振るといふことなのか。このことは、このように簡単に上下水道局で決めてしまって、一般会計との調整は必要ないのか。疑問に思いますので、その辺りについての説明をお願いいたします。

【事務局】

経営計画に割り振られている全ての事業の実施計画は、10年間で策定されております。その10年間で、平成21年度から3年間の事業が後年に送られる事になっております。経営計画全体の中では、この事業を行うと位置づけられている事業の実施は見込んでおります。では、なぜ、事業を後年に送っていくのかという一つの事例として、現在、優先度とか重要度とか施設の更新・改築に向けて、新たな整備方針は地震対策を目指したものとしております。これをする事で全体計画の中にメリハリをつけて、この3年間については、料金改定がありますので、事業の財政的面が厳しいということを視点に、より重要度、優先度をつけ、老朽度の高い事業、危険性の高い事業を実施していこうと考えています。従って、事業全体がなくなってしまうという事ではありませんので、その点だけをご了解いただきたいと思います。水道事業も下水道事業も同様の視点でございます。

【事務局】

下水道事業の財政収支見通しは、「甲府市上下水道事業経営計画2008」の3年間で16億7,000万円ほど不足しておりました。また、今回の料金算定で値上げしても、まだ、3年間で3億2,000万円不足いたします。これについては、ただいまの説明とおり、建設改良費の調整を行って対応いたします。建設改良費につきましては、全てが企業債を借りての事業となりますので、減額により、企業債の数値も動いておりますし、減価償却費等も全て連動して動いております。一般会計補助金等についても、収益的収支を均衡に、資本的収支を補填するための調整を行いました。

38億円の一般会計からの繰入金につきましては、市の財政当局と協議を進めております。今回の料金算定で、3年間の激変緩和措置という対応をとっておりますので、市の財政当局には、その点も考慮していただきたいと思います。

【会長】

他の方、ご意見、ご質問等がありますか。

【委員】

意見なし。

【会長】

特にご質問、ご意見等が無いようでございます。先ほど事務局から説明がありましたように、私どもが前回までに行った「論点整理について（まとめ）」ということを基本において、この試算が出されております。特に、ご意見が無いようでしたら、まず、「下水道使用料の試算」について、承認することによろしいでしょうか。

【委員】

全会一致で承認。

【会長】

承認することについて、ご賛同をいただいております。それでは、「下水道使用料の試算」につきましては、承認ということにしたいと思えます。

次に、「水道料金の試算」についてです。これについても、先ほど、全体的にご意見、ご質問をお伺いいたしました。特に、出ておりませんが、追加のご質疑ありましたらお願いします。

【委員】

私は、出身が旧中道町ですので、どうしても地元が目が向いてしまいます。今までもお話を承った中に、旧甲府市という言い方が適切かどうか分かりませんが、旧甲府市の会計から、下水道事業も水道事業もそれぞれ毎年1億円～1億5,000万円の拠出をしていると、その部分は、旧中道町と合併して、旧甲府市が背負い込んでいるのかな、と考えました。拠出している金額が、ちょっと多いのではないか、と思うのが一般的ではないかと思えます。

従って、私も何も無ければ、当然、下水道使用料については上げるべきだと思いますし、水道料金については、下げられるなら下げてもらいたい、と

というのが委員としての気持ちでございます。前から、繰り返して申し上げておりますが、下水道使用料については、何も申し上げる部分はありません。水道でございますが、欠席されていた委員さんもございますが、会議録を見ていただくとお分かりになりますように、何回か、私の個人的な意見を申し上げます。平等性を保つ意味合いからは、将来的に水道料金の金額を合わせるは当然のことだと思っております。先ほども申しましたが、何も無ければ、こういうものの考え方で、料金の格差が平均 1.7 倍ぐらいあるようですので、順に合わせていくのが理想通りであろうと思っております。

私も個人の公募でこの審議会に参加をしているのであれば、特別にどうという事はありませんが、それぞれの立場で出席しております。自分自身にも自信がございませんが、ただ、私の認識として、くどくなりますが、合併時のときの「当分の間」という言葉の取扱いを、どうも 3 年から見直しに入っていくのは、合点がいかないということでございます。文言がうんぬん、という事はいろいろとあるかとは思いますが、条件の取り交わしという時には、文言が大事だと思います。「当面の間」という言葉になっていけば、当然、今回の見直しから考えていくべきだと思います。しかし、「当分の間」という言い方でございますから、私の個人的な認識からすれば、3 年は早すぎると思っております。改定していくことについては、やぶさかではございませんが、出来れば、5 年という目安、それ以降で改定をしていく、というような方法が講じられれば良いかと思っております。

例えば、地元の皆さん方に「委員として審議会に行ってどうだったのか」と聞かれた時に、「実は、こうですよ」という説明がつかます。下水道事業は赤字ですから、当然、改定の中で旧甲府市は旧甲府市なりの、旧中道町は旧中道町なりの改定を行えば良いと思っております。しかし、水道事業は、旧中道町と旧甲府市とで料金格差があるから改定をするという理由、また、旧甲府市は値下げをしているのに、旧中道町については、従来より、かなり大きくアップするという説明になっています。一般心情からすれば、このような話を聞いた時に「確かに安かったから、そうかもしれないな」ということには、なかなか飲み込めないのではないかと思います。ぜひ、この辺りの事も審議会として考えていただければ幸いかな、と考えております。

【会長】

他の方、ご意見ありますか。

【委員】

意見なし。

【会長】

旧中道町の水道料金に関する今回の激変緩和措置について、事務局から一通りの説明はありましたが、その辺りの配慮の仕方について、もう少し詳しく、数値的なものではなく考え方について、事務局からもう一度説明をしていただけたらと思います。

【事務局】

合併当時の協定書の内容を、委員はおっしゃっていたわけですが、今、改めてこの文言を読みますと「中道町の水道事業については、合併後、当分の間、料金は事業別体系とする。」という合併時の文言になっております。今回の試算では、旧甲府地区との格差を4分の3までに縮める激変緩和措置をとっております。いきなり100%同じ料金にする訳ではありませんので、事業も別会計で行います。

「当分の間」というのが、何年が妥当なのかということもなかなか難しい問題だとは思いますが。市民感情等を考えれば、長ければ長いほど楽になるのは承知しております。しかし、旧甲府市の市民から見れば、1.7倍の格差がありながら1億円の費用を旧甲府市のほうから繰入しているような状況になっていますから、なかなか公平感を感じられないと思います。従って、4年目には甲府市全体で、改めてまた見直すという考えで試算を行いました。

【事務局】

甲府市と同じように、合併後に料金統一をした市がございます。照会をかけたところ、松山市、長崎市については、合併が平成17年から平成18年にかけて行われ、料金は5年間で調整をして6年目に統一をしております。平成17年、18年、19年の3年間は料金を据え置き、その後2年間で段階的に

調整を図って、3年間で統一という形をとっております。旧中道町については、4分の3までの改定で、なおかつ激変緩和措置を3年間とり、2年間段階的に調整するという試算ですので、6年目に4分の3の水準ということで理解していただきたいと思えます。

【委員】

合併協議の中で、「合併後、当分の間、料金は事業別体系とする。」という文言があることは事実でございます。その後に、旧中道町の場合は簡易水道だったと思いますが「この簡易水道の料金は、当分の間、現行のとおりとする。」とあります。この「簡易水道の料金」という言葉がどこに絡んでくるのか、ということがございます。事業体系別で言えば、旧中道町の場合、簡易水道になるのかどうか、ということです。

【事務局】

確かに簡易水道のことは表記してあります。旧中道町の水道については、合併をする前から、上水道事業という位置づけをされております。元は簡易水道でしたが、認可上は上水道事業となっております。ここで言う簡易水道については、旧上九一色村を指しているのではないかと思います。

【委員】

間違いないでしょうか。

【事務局】

はい。

【委員】

ありがとうございました。確かに、そのような解釈をしろ、と言えは出来ないこともないわけですが、私としては、これをどうするのかというのは分かりません。今まで申し上げましたような問題もありますし、一般的な住民意識とすれば、水道料金としては当分現行でいける、という認識が強いのは確かでございます。当然、改定は、していくべきでしょう。将来

的には合わせるのが当然の事ではありますが、なんとかこの緩和措置をもう少し考えていただきたい。背景を聞けば、片方は下げる、片方は上げるというのは、分からなくもありません。ただ、その辺りのことは市民感情を考えるとどうでしょうか。

また、蛇足になりますが。説明の仕方として、旧中道地区の上下水道事業は、合わせて2億5,000万円ほど不足をしているから、それを旧甲府地区の会計から補填をしている。その分は、旧甲府地区で背負い込んでいる、という説明をすればその通りです。上下水道だけを考えれば、確かにそうかもしれません。ただ、合併という面を見ますと、それ以外の部分で、合併したことによって旧甲府市が得た特典、特に「合併特例債」というのが当時の合併の目玉商品と言いますか、今の時期に合併しなければ、「合併特例債」に乗り遅れて「合併特例債」は無くなってしまいます、という説明がありましたので、全国のどこの市町村も合併に向かって動いていった、ということがございます。甲府市も隣接する中道町と上九一色村と一緒にになった事で、「合併特例債」の適用になったわけです。「合併特例債」は、かなり有利な補助金と考えていただいてもいいかと思います。実際には補助金ではございませんが、おそらく100億円くらいは、国から来ているのではないかと思います。最近、市役所の改築なども話題として上がっていて、目途が付いているようです。合併して、その特例債が利用出来るので、市庁舎の改築が出来るという解釈も出来ます。こういったことも含めたこと、こんな事もあるのだということ、ただ単純に、合併したことで生じた2億5,000万円を、甲府市が補填していて大変だ、ということだけではございませんので、ぜひ、委員の皆さまには、こういった事をご認識いただければ、幸いであると考えております。

【委員】

合併の時の文章を読んでいませんで、良く分かりませんが、今のお話を聞いておまして、「事業別」という言葉がありました。この「事業別」というのは、中道の水道は中道の水道で計算をしてみて、という理解でよろしいですか。

【事務局】

はい。別会計の中道水道、甲府水道ということで分けております。

【委員】

先程、委員のお話を聞いていて思いました。中道水道だけの収支を明らかにして、これだけ赤字が出ています、ですから合併はともかくとしても、事業別に見たときに出てくるこれだけの赤字をこのように埋めていきたいと思えます、という数字を明らかにしていく必要があるのではないですか。今こうして議論しているから、甲府は下げて中道は上げているのはどうか、ということになりますが、事業別という捉え方をすれば、特に中道の方たちには、よく説明をする、ということが大事ではないでしょうか。

もう一つは、政治家が一番好きな言葉が「当分の間」という言葉です。市長と当時の町長に聞かなければ分かりませんが、この辺りはいろいろな考え方があります。私は、事業として統合をするのをいつに設定してある。合併がいつで、事業統合をいつに設定してある。このように、事業統合を目安として、何年間で調整をしていく、というのが「当分の間」の見方と思えます。ものの考え方として、その辺りはいかがでしょうか。事務局の考えをお伺いしたいと思います。

【事務局】

中道水道と甲府水道の会計につきましては、電算システム上もそれぞれ別に設定してありますので、明確な収支を出すことができます。平成19年度決算では、甲府水道は、純利益8億900万円、中道水道は、損益計算上は1億400万円ほどの欠損となっております。また、市民一人当たりの起債残高ですが、甲府水道については、残高は一人当たり50,420円となっており、中道水道は、一人当たり15万3,000円ほどとなっております。

【事務局】

事業統合でございますが、中道水道については、合併後から、将来に向かって、どのような展望の中で甲府水道と一つの事業体となっていくのか、という課題がございました。昨年度から、最新の水需要予測に基づいた水運用

や施設更新整備の計画策定を行っております。将来的には、甲府水道と中道水道との施設統合があり、施設統合というのは事業統合という事業が一つになった先で行うものでございます。まず、事業統合、その先に施設統合がございまして、その施設統合を目指したことを展望するため、その基本となる水運用の計画の策定に、昨年度から着手しております。

今後の対応としましては、甲府水道と中道水道の将来を見据え、安心、安定、持続可能な水道水の保全に取り組み、合併時からの懸案であります事業統合、さらには施設統合に向け、施設の連絡や水運用計画に基づく効果的効率的な管網整備などを推進して、この大きな課題の解決に向けた努力を重ねてまいります。おおむね、その2つは、目標とする年度を平成25年度として現在、鋭意取り組んでおります。

【委員】

そうしますと、事業統合、施設統合含めて、平成25年度が目標だということですね。当局算定の計算では、平成21、平成22、平成23年度で4分の3まで格差を埋め、平成24年度には100%になる、このような理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

はい。

【委員】

分かりました。平成24年度に料金が100%に合うようになって、平成25年度に事業統合ということであるならば、私の考えは事業統合を前提としていましたから、この考え方で良いと思います。

【委員】

今の事業統合の話ですが、平成25年度を目途としているということですね。くどくなりますが、こうこうこうでこうなりますという、ある程度具体的なもの、そのために甲府市の旧体系は下がりますが、甲府市と合併した旧中道町の料金は値上がりしますよ、このような部分が無ければ、私どもとし

ても地元で質問をされた時に、当然、これは公開されれば委員が誰が来ていたか、ということはわかりますので、「よし、これなら自信を持って説明できるぞ」というものがあるといいと思います。先ほどの説明を聞いておきますと、あまり具体的な内容がありませんでしたので、その辺りのものをある程度はつきりと出していただければ、私どもとしては、もしも質問があった時に説明がしやすいということを感じております。

【会長】

事務局のほうで、事業統合について、何か補足するような事はありますか。

【事務局】

事業統合のお話ですが、平成 23 年度を目標にしております。事業統合そのものは、現在の水道事業の法律の中では、基本的には、施設が一緒でなくても事業を統合することは可能です。しかし、料金体系の問題がハードルとなっており、目標年度としては、平成 23 年度となっております。

また、施設統合につきましては、甲府水道と中道水道という 2 つの水道を施設統合するための長期目標を立てております。その中には、施設間の連絡の一つの案として、甲府水道と中道水道との間にある川を渡る水道管の設置が可能かどうか、という大きな課題に向けて、昨年度から計画の中で取り組んでおります。これについては、検討した一定の内容を今後の計画の中に盛り込む予定となっております。

【会長】

事務局に説明をしていただきたいのですが、激変緩和の設定を、4 年間という割に長い期間をとっておりますね。例えば激変緩和をとらず、もう少し後で料金改定を行って、いきなりどんっといっぺんに 100% 全部値上げしてしまう、という方法もあるでしょう。あるいは、もう少し料金改定を遅らせて、4 年間という長い期間の激変緩和をとらずに、料金を合わせていく、という方法もあるでしょう。4 年間で段階的に上げることにしたという、その辺りの理由を、もう少し詳しく説明してください。

【事務局】

今回の試算では、激変緩和措置を3年間としており、4年を目途に段階的な調整を行い、平成23年度までに4分の3を調整し、4分の1を残すという考え方になっております。いっぺんに甲府水準までに値上げする方法も考えられましたが、合併時における当分の間という協議もありましたので、そのあたりを考慮して結果的には、3年間据え置き、4年かけて、段階的に値上げとなっております。

また、先ほどから事業別に会計を行っているという話が出ております。料金格差が1.7倍あるのは平均的な家庭で月に20 m³水量を使った場合ですが、その上の水量については、もっと格差があります。仮に、事業別に試算をすれば、中道水道は、概算で、現在の料金の約2.3倍の料金改定になってしまいます。

【会長】

他の方のご意見をお伺いしたいのですが。

【委員】

この問題は、いつか必ず取り扱わなければならない課題であります。それがいつなのか、というのは、先ほどから5年ですとか10年であるとかが出ておりますので、なんとも言えません。いずれは触れなければならない課題であれば、出来るだけ早い段階にやったほうが良いのではないかと私は思っております。しかも、激変緩和措置というものもとっておりますので、これを加味して、この段階で少しずつ料金を調整していくことは必要かと思っております。この時期にやっていただいたほうがよいのではないかと、思います。

【委員】

私も特にどちらの地域に属するわけでもないのですが、感想的な意見になります。下水道使用料や水道料金というのは、かかった費用を、応分に、料金等に適正に反映していくということ、今のこの審議会では、それがメインになっているので分かりやすいです。甲府と中道の問題というのは、今までのお

約束とかのお話が出ていますので、それはちょっと異質な面と言いますか、ちょっと違う話題ではないのかな、と思います。それであれば、例えば「当分の間」という約束を何年間として見た、とかですね、いつまでに是正しないとマズイと考えたとか、是正していくところの考え方を「このように考えました」というところを、キチンと前段に書いて、解説していただけると、少し分かりやすくなると思います。料金だけを見て、そこまで感じるの難しいと思います。少し、その辺りを補足してあげる、というのは必要な事だと思います。あまり難しいことではありませんので、そのくらいの事は、最初の方で言っても良いのかな、と思います。

それから、「激変緩和措置」という言葉がおもしろいと思いました。確かに、料金があまり大きく変化すると困りますので、何のための「激変緩和」なのか、というのがちょっと理解できませんでした。一般的に、普通の市場の料金というのは本当に「激変」しておりますので、水道料金くらいは、あまり「激変」しちゃうと困るから、このような「激変緩和措置」という言い方をしているのかな、とは思いますが。ただ若干、耳慣れない言葉でしたので、こういう言葉が頻繁に使われているのであれば、かまわないのですが、ちょっと変かな、と思いました。

【会長】

委員のただいまの意見は、前段で、まず、なぜそうするかという説明が必要だということですが、それは、この試算案に賛成、ということが前提でのお話、ということでしょうか。

【委員】

この案が良いと思います。考え方を、言葉をもう少し分かりやすく説明する必要があるのではないかと、という意味です。

【会長】

はい、分かりました。他のご意見をお伺いしたいのですが。

【委員】

中道地区の激変緩和の問題も各委員のおっしゃることもごもっともかな、と思って聞いておりました。ただ、逆の立場である甲府地区の立場になると、どうなのかな、ということも考えました。逆の立場になりますと、中道地区も同じ新甲府市になって、同一市民であるのに、合併の時の協議があろうとも、新甲府市として一体感がないのではないかということです。

例えば「当分の間」という文言ですが、私が関連する団体でも「当分の間」と言っても「当分の間」が20年も、ということもあります。それをあまりに長く期間設定するということ、果たして、それによって利益を享受する、例えば中道地区の方たちにとっても、これは感情論というか気分的なものになるかもしれませんが、なんとなく負い目になってしまわれる、ということはないのかな、と考えます。

先ほど言いましたように、逆の立場は逆の立場で、「あの地区だけ利益享受している」という思いはあります。その、利益享受している地区は、あまりそれが長くなりすぎると、いつまでもこういった負担の元になる、という感情が出てこられるのではないかな、ということも考えます。そんなことを考えますと、やはり、この期間程度で是正なされるのがよろしいのかな、と私は考えます。

それから、この負担の「激変緩和措置」ということは、これはたぶん役所の発想だと思うのですが、固定資産税などでも、「負担調整率」という考え方がありまして、3年に一回の評価替えの時に、評価が著しく替わってしまうときに、すぐに固定資産税を上げると納税者にとって大変だ、ということで、「負担調整」という考え方で、少しずつ調整していきましょう、ということですね。

水道料金も、まさに同じ考え方で、一度での負担増は好ましくないという考えなのだろうな、と私は考えております。私はこの試算案に賛成です。

【委員】

以前に私も、「当分の間」という事について、一言申し上げたことがあります。大変シビアに試算が組み立ててあると思います。基本的には、将来は必ず、上げるところは上げる、下げるところは下げるということで、おそら

く合併の時にそれなりのやり取りがあったかと思います。地元の尊いそうしたご発言は十分に取り入れながら、そして、住民に分かるように、中道の方々に「ああ、なるほどなあ、そういう、今までの財布の中身の事情があったから、今回、3年4年で料金が上がっていくことはやむをえないな」という理解がつくように、昔からよく言うように、戦後において、PRという言葉がだいぶ重要視されている現在になっております。住民に分かっていただくような、このような専門用語ばかりでなく、もう少し分かりやすい説明をしていただけたらと思います。そうすれば、委員さんがここで頑張った、住民の代表としての発言も十分に住民の方にも分かっていただけるのではないかな、と思います。試算案については、この内容で私は賛成です。

【会長】

いろいろご意見をいただいているところですが、まだご発言の無い方で、ご意見をお願いしたいと思います。

【委員】

意見なし。

【会長】

それでは、意見を集約する、ということにしてよろしいでしょうか。

【委員】

賛同の意思表示あり。

【会長】

審議会の進め方として、最後の決定をどのように進めるか、ということがあります。それぞれの皆さんが了解されて、全会一致となる場合もありますし、そうでない場合もあります。先ほどの下水道使用料については、特に、ご異論もございませんでしたので、全会一致という形で決まりました。水道料金については、いろいろとご意見がございます。したがって、この際、いろいろなご意見がある、ということ踏まえまして、多数決で決めたら、

と思いますがいかがでしょうか。

【委員】

賛同の意思表示あり。

【会長】

それでは、多数決で決めさせていただきたいと思います。「水道料金の試算」につきまして、承認する、ということで良い、賛成という方は挙手をお願いいたします。

【委員】

2名の委員以外は挙手。

【会長】

それでは、挙手多数、ということです。この審議会としては「水道料金の試算」につきましては、了承するということにいたしたいと思います。それでは、これで、下水道使用料、水道料金の改定については、一定の考え方をまとめた、ということにいたしたいと思います。

次には、私たちの考え方に基づいたものを具体的な文章にして、「答申」として市長への提言を行うこととなります。「答申」の文案について、これからお諮りしたいと思います。「答申」の形式については、いろいろとございますが、一般的には、基本的な考え方としての『基本事項』と、要望としての『要望事項』の2部構成となっているところが多いと思います。『基本事項』については、ただいまの試算の基本的な考え方を、たたき台にしていきたいと思いますが、『要望事項』については、何かご意見がおありでしょうか。この試算に基づいて、次回に「答申」の案文を提示するような方向になると思います。その時点でも、当然、「案」に対するご意見、『要望事項』として審議会からの要望を入れる、ということは出来るわけです。現時点において、何か『要望事項』ということについて、このような事を加えてほしい、というご意見があればおっしゃっていただきたいと思います。

前回までの審議会の中で、『要望事項』がいくつか出ております。例えば、

上下水道局当局の効率的な運営をしてほしい、ということや、経費の削減についてさらに努力をしてほしい、というようなことが出ております。また、下水道接続の促進に努めてほしい、というご要望も出ております。それから、地盤沈下の問題から、地下水利用についての考えを示してほしい、というご要望もあります。こういったようなご要望があるわけです。これ以外のご意見、ご要望、『要望事項』としてこのようなものを入れてほしい、ということで結構ですし、また、今申しましたご要望について、もっと詳しく、というようなご希望があれば、そのようなこともお受けして、次回の答申案の作成に役立てたいと思います。先ほど申しました、各委員からのご要望については、基本的に『要望事項』として取り入れるということで、ご発言になった方々よろしいですね。

【委員】

賛同の表示あり。

【会長】

もちろん、最終的に文言をみて、このようにしたほうが良いとか、ああしたほうが良いという、いろいろなご意見がおありだと思います。それはそれで結構でございます。とりあえず、きょうの段階で、何かご発言がございましたらお願いいたします。

【委員】

要望になるかどうか分かりませんが。借金の総額について、下水道の場合、700億円くらいあるのではないかと考えております。この借金について、10年間で600億円くらいになればいい、とか、そのようなものなのか。借金をどのように返済していくか、という方針を示していくことは必要なのではないかな、と考えております。

【事務局】

既に借りてあります起債を早く還す、決められた計画、金額の中で還すということで、繰上償還という方法もございます。繰上償還をするとしても借

換え債という新たな借金を作ることになります。借金の額については、年々、必ず定期的に減ってはいきます。経費の削減を講じて、事業費の縮減をしていくという努力、経営努力をするということが、借金の減額に繋がっていくという考え方もあると思います。そのようなことも含めて、経営の健全化ということを答申の案の中に入れ込んだらいかがかな、というように考えております。

【委員】

いろいろとご意見を承りまして、ありがとうございます。先ほど、別の委員の方から出ましたように、私の話は、この話とは異質の部分はあると思います。従って、今度の答申については、純粹な気持ちで、現在の水道料金はこうですよ、旧中道地区と旧甲府地区との間の格差はこのくらいある、それを埋めるにはこうする、という部分をぜひ、押し通してもらいたいと思います。

私の話はあくまでも、こんなこともあった、という程度で委員の中で聞きとめていただければ幸いです。私自身もこの場で言うのもいかがかな、という気持ちもありました。そうは言っても、こういったこともあった、ということをご理解いただければ、幸いかなと思いましたがので発言をさせていただきました。そういった部分も含んだ上で、答申の案を作っていただければ幸いです。

【会長】

他にご意見はありませんか。

【委員】

今日のこの会議の中で、ちょっと感じたこと、思うことを申し上げます。水道料金、下水道使用料の試算につきましては、今までの何回かの審議会で論点整理がされたものを基にして、試算のポイント等の説明がありましたので、賛成をいたしました。中道と甲府の問題が出てまいりました。合併する時に市長さんがいつも、「ああ、甲府と合併してよかったな」と喜ばれるような合併をしたいと、再三、そういう言葉を聞いております。私どもの団体

も、合併協議をするなかで、度々、お互いに気を使いながら、雰囲気作りをしながら、協議を進めてまいりました。今、委員さんがおっしゃったような、理解がされていないという面があるならば、やはり、合併時に市長がおっしゃった数々の言葉を思い出し、今回の答申をするにしても、このような意見が中道地区の委員さん達から出たということは記録に残すなり、あるいは、中道地区へ足を運んで、住民の皆さんに理解していただくような、そういう説明をぜひ、お願いしたいと思います。合併する際には、非常な違和感が最初はございました。そこの部分を折り合っていくこと、そこを大事にしながら来ております。私どもの団体でも、そのようなことは経験しておりますから、分かりやすく説明して理解をしていただく、そういったことを大事にしていきたいと思います。市長さんが所信でおっしゃっていた言葉を大事にしていきたい、と感じております。

要望ではございませんし、意見にもなりませんけれども、一言申し上げておきたいと思います。なぜならば、私ども甲府市の立場ですが、逆の立場になった時の立場、お気持ちを考えますと、中道地区から出てこられた委員さんですので、その言葉も意見も大事にして差し上げていただきたい、と思います。

【会長】

いろいろなご意見やご要望をいただいております。そういったことを踏まえて、答申案を作る場合の参考にしていただけたら、と思います。他の方はよろしいでしょうか。

【委員】

意見なし。

【会長】

この料金等審議会におきましては、平成21年度から平成23年度までというのが、料金の算定期間となっております。したがって、先程来、議論になっております「激変緩和措置」というのは、4年目にかかっております。算定期間としては3年目で終わりになりますが、4年目で解決をすると、最終

的に料金を統合する、という意味では、この4年目については「答申」の本文には入らない話ではあります。

ただ、そういう方向で進めよう、ということで委員の皆さま方のご理解も進んでいると思います。料金は4年目で統合する、という『要望事項』にすることについては、いかがでしょうか。

これについては、もちろん、次回の答申案の段階でご議論いただいて結構でございます。とりあえず、そのような方向で考えていきたいと思いますがいかがでしょうか。

【委員】

賛同の意思表示あり。

【会長】

ご異存が無いようですので、そういった方向で考えたいと思います。それでは、「答申」の文案につきましては、副会長・事務局と私とで調整をさせていただきまして、次回の審議会までに、皆さまに送らせていただきたいと思います。お手元に届きましたら、そちらをご覧いただき、ご意見等をまとめておいていただきたいと思います。次回の審議会で、答申案を具体的に練ってまいりたいと思います。

(2) その他

【会長】

それでは、次に(2) その他 ですが、皆さまの中で、本日、何か審議のご提案等ございましたら、お願いいたします。

【委員】

意見なし。

【会長】

特に無いようでございます。それでは、これで、次第3「議事」は、終了

とさせていただきます。多くのご意見をお出しいただきまして、結論に至ったこと、大変ありがとうございました。